

8 月 30 日の検討会合への「資料の提出」に係る事実関係について

8 月 30 日に開催された「敦賀発電所敷地内破砕帯に係る日本原子力発電からの追加調査報告（平成 25 年 7 月 11 日付け）に関する検討会合（第 1 回）」に対し、当社が提出した「敦賀発電所敷地の地質・地質構造 D-1 破砕帯の評価について」の資料に関し、本会合において、原子力規制庁から再三に亘り「初めて見る」とか「始まる数十分前に頂いた」等の発言がありましたが、これに関する事実関係は以下のとおりです。

当該提出資料は、前日の 8 月 29 日 14 時頃に、原子力規制庁から「確認すべき事項」（8 月 23 日版に追加、修正が加えられたもの）が最終的に渡されたことに伴い、当社において提出資料の修正・作成（全 115 頁）と印刷の作業を行い、8 月 30 日 13 時 30 分頃に提出したものであります。このように、資料の提出が会合直前になったのは、「確認すべき事項」が前日午後に渡されたこと、それから、事前の打ち合わせにおいて、「当日の資料は事前に説明する必要はない」旨を言われていたことによるものです。それにも拘らず、当社にのみ一方的に非がある、或いは、出し渋ったかのようにも受け取られかねない発言は、公平・公正さを欠くものであると考えます。

【事実関係】

1. ヒアリングの実施（7 月 11 日報告書内容の説明及び質疑を実施）

- (1) 第 1 回 8 月 2 日 13 時 00 分～15 時 30 分
- (2) 第 2 回 8 月 7 日 10 時 00 分～12 時 15 分
- (3) 第 3 回 8 月 20 日 10 時 00 分～11 時 45 分

2. 原子力規制庁からの「確認すべき事項」の手交

- (1) 第 1 回 8 月 23 日 17 時 55 分～18 時 20 分

原子力規制庁から「確認すべき事項」（8 月 23 日版）が手交される。ただし、これは「8 月 23 日時点の案であり、今後変更もあり得る」と申し渡されていた。

また、その際に 7 月 11 日以降の新たなデータも含めて「当日の資料は事前に説明する必要はない」旨を言われていた。

- (2) 第 2 回 8 月 29 日 14 時 03 分～14 時 15 分

8 月 23 日版の「確認すべき事項」に「項目の追加及び内容の修正」が加えられた 8 月 30 日版が手交される。

3. 当社からの資料の提出

8 月 30 日 13 時 30 分頃 95 部提出（机上 15 部、傍聴席用 80 部）

以 上